

主催：たすけあい居住支援センター/NPO法人たすけあい三河

★緊急情報提供★ 国土交通省「新たな住宅セーフティネット制度」

居住支援フォーラム

「人にやさしい街づくり！住まいと暮らしの安心安全を守る！」

2017年10月に「民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度」が施行されました。この制度は、①高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度②登録住宅の改修・入居への経済的支援③住宅確保要配慮者のマッチング、入居支援を柱とし、国のみならず県自治体においても福祉・住宅部局間で、また市町村福祉・住宅課でも情報の共有・連携強化を図り、居住に困難を抱える人への必要な支援が届く様取り組んでいくものです。

NPO法人たすけあい三河ではこの制度に基づく「居住支援法人」の指定を2018年7月に受け「たすけあい居住支援センター」を運営しています。今回、一般市民、弁護士、司法書士、行政書士、不動産業者、福祉介護事業者、社会福祉協議会及び行政の方を対象に第4回居住支援フォーラムを開催させていただきます。

日時

2019年6月28日（金） 12:30～17:00

開場 11:30

会場

名古屋市公会堂 第7集会室

〒466-0064 愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号 TEL:052-731-7191

対象

一般市民、弁護士、司法書士、行政書士、不動産業者、福祉介護事業者、行政

80名（先着順）参加費 無料

申込

FAX・Eメールに氏名及び連絡先を記入の上お申込みください

FAX 0532-56-0702 Eメール wac-net@hotmail.co.jp

お問合せ 稲川 月～金

6月27日
締め切り

—「第4回居住支援フォーラム」 タイムスケジュール—

12:30～13:30 「居住支援と住宅セーフティネット」-たすけあい居住支援センターの取組み
NPO法人たすけあい三河 代表 加藤 政実

13:30～15:00 「これからの安心設計家族信託と任意後見」-学んでおいて損はない不動産信託・相続信託の活用法
遠藤家族信託法律事務所 弁護士 遠藤 英嗣氏

15:00～15:10 休憩

15:10～15:40 「名古屋市の住宅セーフティネット制度の取組み」-2019年制度説明
名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課 主査 藤井 宏明氏

15:40～16:30 「居住支援の現在と未来」-新潟県の事例から学ぶ
NPO法人全国市民生活支援協会 理事長 廣川 隆一氏

16:30～17:00 個別相談会

後援：愛知県 名古屋市 豊田市 岡崎市 愛知県社会福祉協議会 豊橋市社会福祉協議会
豊田市社会福祉協議会 一宮市社会福祉協議会 (一社)全国空き家相談士協会
NPO法人全国市民生活支援協会 NPO法人福祉住環境地域センター (予定)